



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第80号)

配信日 平成26年12月19日

長崎県消費生活センターからの情報です。

見積りだけのつもりが…高額な水漏れ修理にご注意！

〈相談事例〉

以前から台所の水道蛇口が水漏れしていたので、3日前、マグネットになった投げ込み広告『見積り0円』を見て業者に電話したところ、すぐに担当者が家を訪ねてきた。「シンクの付け根と裏に水漏れがある」「止水栓が動かさず水を止められない」「蛇口全体の交換が必要」と言われ、見積金額が4万円と高かったため断った。しかし、担当者から強く勧められ、仕方なく応じてしまった。工事後、やはり納得できず担当者にクーリング・オフを申し出たができないと言われた。どうにかならないか。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 水漏れ修理等のチラシや広告を見て業者を呼び、見積りだけのつもりが勧められるまま高額な契約をしてしまったという相談が増えています。広告の中の「出張見積無料」「割引チケット」などの言葉に惑わされず冷静な判断をしましょう。
- 業者の訪問を受ける場合は、1人で対応せず家族や友人に同席してもらいましょう。契約する前には、必ず工事（修理）の説明や費用について確認したり、複数の業者から見積りを取るようにしましょう。また、水漏れが発生した時に備えて、日頃から元栓や止水栓の閉め方などチェックしておくことも大事です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】平日（火曜日～金曜日）…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）